

平成30年度 肝属川水系 市民活動(クリーン作戦)実施箇所 不法投棄箇所マップ

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます
 ●河川法施行令第16条の4
 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条
 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金



ガスコンロ
肝属川右岸20k250



水道管
肝属川左岸15k540



家庭ゴミ
串良川左岸4k000



家庭ゴミ
肝属川右岸17k600



自転車
肝属川左岸15k540

串良川クリーン作戦
(東串良町商工会・かのや市商工会)



洗濯機
肝属川左岸1k300

肝属川クリーン作戦
(肝属川クリーン作戦実行委員会)



タイヤ
肝属川右岸11k800



テレビ
高山川右岸1k650



トースター
始良川左岸3k700

始良川クリーン作戦
(始良川河川愛護会)

家庭ゴミ	●	9
電気機器	●	8
家庭用品	●	11
資材	●	11
その他	●	1
計		40